株主各位

東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地

日本BS放送株式会社

代表取締役社長兼COO 小野寺 徹

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2019年11月12日(火曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

「郵送による議決権の行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権の行使の場合]

所定の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権の行使に際しましては、3頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年11月13日(水曜日)午前10時(受付開始 午前9時)

2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番7号

日経ビル 3階 日経ホール

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項

- 1. 第21期 (2018年9月1日から2019年8月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第21期 (2018年9月1日から2019年8月31日まで) 計算書 類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

※株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に変更が生じた場合は、 インターネット上の当社ウェブサイト(http://corp.bs11.jp/ir/)に掲載させてい ただきます。

- ※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料としてこの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ※当事業年度より、日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了解の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社指定の議決権行使ウェブサイト(下記URL)をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、議決権行使ウェブサイトはスマートフォン以外の携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。 ※但し、スマートフォンの機種によっては一部非対応のものもございます。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

- 2. インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計上、2019年11月12日 (火曜日) 午後6時までに行使されますようお願いいたします。
- 3. 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- 4. 各議案に対し賛否(又は棄権)のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
- 5. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
- 6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、㈱東京証券取引所等に設立された合弁会社が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方式による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

お問い合わせ先について

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル 電話番号 0120-768-524 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00 土・日・祝日を除く)

2. 上記 1 以外のご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部

電話番号 0120-228-324 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日を除く)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適正な利益配当を最も重要な経営課題の一つと考えております。財務体質の強化と内部留保の充実を考慮し、将来の事業拡大等を総合的に勘案したうえで、長期にわたり安定した利益配当を継続していくことを利益配当の基本方針としています。このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおり、前期末より1株につき1円増額し20円といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき20円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、356,077,900円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2019年11月14日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役7名全員は任期満了となりますので、 取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、	担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
1	齋藤 知久 (1949年1月18日生)	1987年 年 4 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	西ミノに大大大 () () () () () () () () ()	7, 400株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地	位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
9 2	** のでら とおる 小野寺 徹 (1957年11月30日生)	幅広い業務の 当社の発展に きるこのであり ■注記事項	社社 ン 室局 作報 に	(6,000株)

1987年12月 一般社団法人民間活力開発機構入社、2001年4月 社、大会社電通回でクス)入社 株式会社電通通入社 芸会社電通通入社 当社営業2の9年8月 2009年8月 当社営業局最 当社営業局最 当社教称役営業局長 当社教称役営業局長 当社取締役営業局長 当社取締役営業局長 当社取締役営業局長 当社取締役と営業局長 当社取締役 常務執行役員編成局長兼制作局長兼アニメら12局長 当社取締役 常務執行役員編成局 長兼制作局長兼常アニメら12局長 当社取締役 常務執行役員 アニメら12局長 過光市の場 東京・フィーション 制作局、カルチャー&エデュケーション 制作局、マニケティンメント制作局、カルチャー&エデュケーション局担当 当社取締役 常務執行役員 営業局、第成局、スポーツ&エンターティンメント制作局、カルチャーをエデュケーション局、営業務務推進局、アニメら12局、編成局、スポーツ&エンターティンメント制作局、カルチャーをエデュケーション局、営業開発室担当(現任) ■選任理由 田崎勝也氏は、広告業界における豊富な経験と当社がよります。	候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重		所 有 す る 当社の株式の数
同氏と当社との間には、特別の利害関係はあり	3	田﨑 勝也	2001年4月 2002年10月 2007年10月 2007年10月 2007年10月 2007年10月 2007年10月 2013年6月 2013年6月 2015年11月 2016年11月 2017年11月 2018年10月 2018年11月 2018年11月 2018年11月 2019年1月 2019年10月 正お役 上述総業成メテュン業界十て にお役 性形響所と、こお役 にお役とかあり事項	世一入担業営業リ 役業役iZ業常局ンケグ 常推ス制シコ室 おな選 まま 制 成 ニエル局・ 発進ぶーーン とるも	3,000株

候補者	氏 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る
番 号	(生年月日)		当社の株式の数
4	ひらやま なお ま 平山 直樹 (1961年4月2日生)	1985年4月 株式会社 72006年2月 2006年2月 2009年1月 2012年4月 2012年4月 2012年4月 2013年5月 2013年5月 2013年5月 2013年5月 2013年5月 2013年5月 2016年8月 2016年8月 2016年8月 2016年8月 2016年8月 2016年9月 2016年1月 2016年1月 2018年10月 2019年1月 2019年10月 2019年10	3, 400株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
5	新井 良亮 (1946年9月1日生)	1966年4月 1987年4月 1997年10月 東日本旅客鉄長 東日本部総役 長表表株 で表表表 表記を表表を表して表現のである。会別の年6月 2009年6月 2011年6月 2011年6月 2011年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2018年6月 2019年6月 20	5,600株

候補者 氏 名 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 所 有 す 当社の株式の	る の数
2007年4月 武蔵大学人文学部教授 2008年4月 国立大学法人筑波大学大学院人間 2011年10月 国立大学法人筑波大学体育系推教 2014年6月 コナミホールディングス株式会社 2015年11月 国立大学法人筑波大学体育系教授 (現任) 2018年1月 国立大学法人筑波大学体育系教授 (現任) 2018年1月 国立大学法人筑波大学体育系教授 (現任) (重要な兼職の状況) 国立大学法人筑波大学体育系教授 (現在) (重要な兼職の状況) 国立大学法人筑波大学体育系教授 コナミホールディングス株式会社社外取締役 東京都教育委員会委員 公益財団法人バレーボール協会理事 公益財団法人バレーボール協会理事 公益財団法人バレーボール協会理事 公益財団法人バレーボール協会理事 公益財団法人バレーボール協会理事 公益財団法人の大学で教験となる発見をされる場合を記したとさらから、自然なな分の書をされて現在はコ立大学で教験をなる分野で活現に対した。とも、2年では、大学で教験をなるの書を主い見値高を記した。19年間には、大学で表別を表別を表別を表別といる。 「1964年12月28日生」 (1964年12月28日生) (1964年	- 株

1970年4月 株式会社産業経済新聞社入社 1977年5月 株式会社財界研究所入社 1988年9月 同社「財界」編集長 1991年9月 同社で務取締役 編集長 1992年9月 同社代表取締役社長兼主幹(現任) 2003年6月 学校法人拓殖大学理事(現任) 2018年11月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況)株式会社財界研究所代表取締役社長兼主幹学校法人拓殖大学理事 (公益財団法人本庄国際奨学財団評議員 運任理由 村田博文氏は新聞社、総合ビジネス誌編集長、経営者としての豊富を経験としての豊富をとしての豊富ととから、社外取締役をしての選任をおりまにま、気社治・経験としての選任をおりまには、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の候補者であります。同氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の候補者であります。同氏は、株式会社財界研究所の代表取締役七長兼主幹及び学校法人拓殖大学の理事を兼務しております。同氏は、株式会社財界研究所の代表取締役七長兼主幹及び学校法人拓殖大学の理事を兼務しております。なお、本様、大会、は対しております。なお、本様、大会、は対したの関係はありません。当社は、り、同法第423条第1項に定める旨的責任の限度額続き結結しております。なお、本議案が承認可決され、同氏が選任された場合、任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、同氏が選任された場合、任限定契約を継続する予定であります。同氏が選任された場合、任限定契約を継続する予定であります。の対社社外取締役数任期間は本総会終結の時をもつて1年となります。	候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。	7	村田博文	1977年5月 株式会社財界,編集長 1988年9月 同社「財界」編集長 1991年9月 同社取締役 編集長 1992年6月 同社取締役 編集長 1992年6月 同社取締役 編集長 1992年9月 同社取締役 (4 長兼主幹 (現 2003年6月 学校法人拓殖大学理事 (現任) (重要な兼職の状況)株式会社長兼主幹学校法人拓殖大学理事議員 マ会社人財界研究所代表取締役社長兼主幹学校法人拓殖大学理事議員 本会社大財界研究所代表取締役社長兼主幹学校法人打団法人本庄国際奨学財団評議員 本会社財団法人本庄国際奨学財団評議員 表述財団法人本庄国際奨学財団評議員 表述財理由 村田博文氏は新ります。 1912年1月 第2 条第3項第7号に定めることかのであり 2 条第3項第7号に定めるよとかのであります。 1912年1月 第2 条第3項第7号に定めるは、徐秋取締役として頭が書きます。 1912年1月 第2 条第3項第7号に定めるは、株式会社大野東東京のの理解は表別の理解先との関係は基準36条の2に規定第436条の2に規定第436条の2に規定第436条の2に規定第436条の2に規定第436条の2に規定第436条の10氏は、大株式会社大財、日本経験社との開発は、1918年1月 第2 を第1 項を表別を経済が規定まされります。 1918年1月 であり、を結結により、を法社との制定により、を法社との制定により、を法社との制定により、を法社との制定により、を法社との制定により、を持ている会により、を持ているの制度により、を持ているの間では、対別では、対別では、対別では、対別では、対別では、対別では、対別では、対別	一株

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役 小椋英正氏の選任決議が効力を有する期間は、会社法施行規則第96条第3項の規定に基づき、本総会開始の時までであり、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。小椋英正氏は、法令に定める社外監査役の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合には、社外監査役となります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことが出来るものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
おぐら ひでまさ 小椋 英正 (1954年1月21日生)	1977年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 1997年5月 同行にユービジネス審査室長 2000年1月 同行に対方店長 2003年5月 同行に対方店長 2003年5月 同行にジネス等査室長のの第年9月 東京短資格と表社教育で設定を担ける。 2014年11月 2016年4月 第位任) 中、大株式会社取締役(現任) 2018年1月 東短リサーチ株式会社取締役(現任) 2018年4月 東京短資株部長 管理本部副本部長兼審査部長 2019年2月 東京短資株式会社での投資を対しての投資を対しての投資を対しての選任をお願いからとしての選任をお願いするものであります。同氏と解者であります。同氏と解者であります。同氏と解析での対別では、金融機関等におけるもものであります。同氏が離れての対外監査と関連を対しての選任をお願いするものであります。同氏と際監査役に就任した場合、当社は、第423条第1項の規定により、同にと条第1項の規定により、同にと条第1項の規定により、同氏と条第1項の規定により、同に規定する。 同氏が離れて監査をに選任され、社外監査を促して規定によめ、対別を記述を開いる。 ■には、東京短資格結する予定であります。同氏が補欠監査をに選任され、社外監査を関しておける。 □氏にである時間を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を	500株
		- PI L

以上

(添付書類)

事 業 報 告

(2018年9月1日から2019年8月31日まで)

- 企業集団の現況に関する事項
- 1. 事業の経過及び成果

全体的概况

当連結会計年度における我が国経済は、輸出や生産の一部に弱さが続いているものの、雇用・所得環境の改善が続くなか、各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調となりました。しかしながら、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性等により依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社を取り巻くBSデジタル放送業界は、デジタル放送受信機の普及に伴い、視聴可能世帯数の割合は全世帯の73.9%(「BS世帯普及率調査」㈱ビデオリサーチ調べ)で推移しており、またBSデジタル放送事業を含む衛星放送メディア分野の広告費は前年比で98.1%と減少、BS放送の広告費においては、前年比で99.7%とほぼ横ばいで推移しております(「2018年 日本の広告費」㈱電通調べ)。さらにテレビ通販業界を中心とした各企業では、広告媒体の多様化が進み、引き続き厳しい環境が続いております。

このような状況下、当社は「質の高い情報を提供することで 人々に感動を与え幸せな社会づくりに貢献します」を経営理念として、「豊かで癒される教養・娯楽番組と中立公正な報道・情報番組を発信し『価値ある時間』を約束します」との経営ビジョンに基づき、良質な番組制作に引き続き邁進いたしました。

2018年10月の番組改編では、良質な番組制作による視聴世帯数の更なる増加を目的として、歴史の定説や通説に現代科学のメスを入れ歴史の新事実を掘り起こす『歴史科学捜査班』、フランス人の美術史家ソフィー・リチャードさんのベストセラー書籍から日本の美術館の価値を発見していく美術館探索ドキュメンタリー『フランス人がときめいた日本の美術館』等の放送を開始いたしました。

2019年4月の番組改編では、「見たい番組が、ここにある。」をコンセプトに、番組コンテンツを最も見やすい時間帯に配置することで、各コンテンツの魅力を最大限発揮できるよう編成。新番組では、人気歌手である八代亜紀さんが歌謡番組としては初の司会を務め、豪華ゲストと共に楽しいトークと素敵な歌をお届けする『八代亜紀 いい歌いい話』の放送を開始。『Anison Days』や『世界の国境を歩いてみたら・・・』等の人気番組については内容をさらに充実させ放送いたしております。

また、特別番組として、スポーツコンテンツの一層の充実を図るため『2019年度 全日本学生柔道優勝大会』『ニッポン柔道 新時代〜学生柔道にみる強さの源泉〜』、人気グループの純烈が様々な企画にチャレンジするBS初冠番組『JUN×JUN 純烈 予測不能!チャレンジSP』、今年で4回目となる山の日制定記念番組『今日は山の日 みんなで登ろう!!日本百名山スペシャル』を放送したほか、テレビ和歌山と『世界遺産15周年!おいでよ和歌山』、KBS京都と『京都夜桜生中継2019〜春らんまん、桜舞う名画の舞台へ〜』『生中継!京都五山送り火2019』、

岐阜放送と『生中継 岐阜・清流長良川 第74回 全国花火大会』、びわ湖放送と『生中継 2019びわ湖大花火大会』、全国各地のローカル局10社と『桜前線2019 絶景花見スポット 全国キャスターリレー!』を共同製作で放送、ローカル局とのコラボレーション施策も積極的に実施いたしました。

さらに、アニメファンから根強い人気を誇る『ANIME+(プラス)』において、製作委員会へ出資した『かつて神だった獣たちへ』、『うちの娘の為ならば、俺はもしかしたら魔王も倒せるかもしれない。』、『通常攻撃が全体攻撃で二回攻撃のお母さんは好きですか?』等を放送したほか、約40タイトルのアニメ番組を放送いたしました。

このほか、当期の施策として人気アニソン番組『Anison Days』では文化放送とコラボレーションしたラジオ番組『Anison Days+(プラス)』を昨年10月より文化放送で開始、また本年5月には番組初となる単独ライブ『Live 「Anison Days」Day1』を実施し本年6月に放送、昨年11月にはeスポーツ文化発展の支援を目的とした『BS11cup 全日本eスポーツ学生選手権大会』を当社主催で実施し放送、本年5月にはJR九州主催の「第4回 九州魅力発掘大賞」の映像部門賞を昨年4月放送の『大分国東半島 六郷満山1300年』が受賞いたしました。

上記のとおり、レギュラー番組のさらなる内容充実・向上と、これまでにない新しい施策を含んだ特別番組やイベントに対する制作費を集中的に投資しながら、厳選した海外ドラマや映画等の人気番組も積極的に購入したことにより、番組関連費用は増加いたしました。また、番組宣伝や局認知度向上施策として、全国紙・WEBを中心とした広告出稿を戦略的に実施したほか、屋外広告掲出やローカル局でのテレビCMなど、様々な媒体を活用した広告宣伝施策を積極的に実施いたしましたが、営業面では広告媒体多様化による業界環境変化の影響等を大きく受けました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は 12,601,228千円(前年比 0.9%増加) となりました。営業利益は 1,693,907千円(前年比 30.2%減少)、経常利益は 1,698,732千円(前年比 30.0%減少)、親会社株主に帰属する当期純利益は 1,158,713千円(前年比 30.2%減少)となりました。

部門別概況

企業集団の部門別の売上については次のとおりであります。

区 分	金額	構成比
放送事業収入	千円 11,420,813	% 90.6
その他収入	1, 180, 415	9. 4
슴랅	12, 601, 228	100.0

2. 資金調達及び設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、218,640千円であります。その主な内容は、新営業放送システム一式 76,913千円等であります。

なお、設備投資は自己資金を充当し、当連結会計年度中に増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

3. 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

4. 財産及び損益の状況の推移

Image: section of the content of the	分	期	別	第18期 (2016年8月期)	第19期 (2017年8月期)	第20期 (2018年8月期)	第21期 (当連結会計年度) (2019年8月期)
売	上	高	(千円)	10, 212, 123	11, 569, 138	12, 494, 143	12, 601, 228
営	業	训 益	(千円)	2, 108, 708	2, 227, 811	2, 427, 669	1, 693, 907
経	常和	三 益	(千円)	2, 137, 267	2, 231, 997	2, 425, 745	1, 698, 732
親会社	株主に帰属する	当期純利益	(千円)	1, 460, 610	1, 518, 031	1, 659, 015	1, 158, 713
1株	当たり当其	胡純利益	(円)	82. 04	85. 27	93. 19	65. 08
総	資	産	(千円)	15, 980, 479	17, 255, 631	19, 208, 656	19, 993, 047
純	資	産	(千円)	14, 280, 870	15, 496, 211	16, 839, 936	17, 665, 865
1 棋	き当たり	純資産	(円)	802. 17	870. 44	945.63	991.73

- (注) 1. 当社グループは第20期より連結計算書類を作成しているため、第19期以前については、当 社単体の数値を記載しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社ビックカメラで、同社は当社の株式を10,930,136株(持株比率 61.39%)保有しております。

当社は株式会社ビックカメラとの間に、主に番組のスポンサー契約を締結し、収入を得ております。

- ② 親会社との間の取引に関する事項
 - イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社より番組スポンサー契約に基づく放送収入等を得ており、当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及び その理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、事前に取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき 業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独 立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率(%)	事業内容
株式会社理論社	10	100.0	児童書等の出版・販売
株式会社国土社	10	100.0	児童書等の出版・販売

6. 対処すべき課題

経営戦略実行のため、当社の対処すべき課題は、以下の2点です。

①「4つの力」の強化

当社は、持続的成長に必要不可欠な「マーケティングカ」、「企画力」、「戦略構築力」、「実行力」の強化を基本戦略と位置付けております。

充実したデータベースの分析と活用による潜在的な需要喚起、皆様のニーズを 的確に捉えた企画立案、環境変化に応じた資源の効率的かつ効果的な戦略構築 と、知恵と知識を結集して戦略を強力に実行、これら4つの「カ」を強化してま いります。 ②「Value7 (V7)」の強力な推進

「4つの力」を具現化する重点施策を「Value7(V7)」と位置付け推進しております。

- 1.「**独立TV局の強みを最大限に活用**」・・・・メディア各社を中心とした他企業と のコラボ推進
- 2. 「**自社制作番組の充実**」・・・価値ある独自性番組の追求、個別番組収益率のさらなる重視
- 3.「情報番組の選択と拡大」・・・新たな企画の共同開発・協業活発化
- 4.「アニメ関連事業の強化と発展」・・・アニメ番組の強化、周辺事業への発展
- 5.「**他企業・ローカル局コラボの促進**」・・・・番組共同制作をはじめとした協力関係 の強化
- 6. 「スポーツコンテンツの充実」・・・・eスポーツの取組強化、過去のアーカイブ映像を活かしたスポーツコンテンツの充実
- 7. 「放送周辺事業の新規開発と増強」・・・コンテンツのマルチユース推進、アニメ派生事業の強化、ネット配信事業の推進・強化・充実以上、「Value7 (V7)」を強力に推進してまいります。

7. 主要な事業内容

区 分	内 容
放送事業収入	タイム収入、スポット収入
その他収入	番組制作料、番組販売料、書籍の販売他

8. 主要な営業所

当社 日本BS放送株式会社 本社(東京都千代田区) 子会社 株式会社理論社 本社(東京都千代田区) 子会社 株式会社国土社 本社(東京都千代田区)

9. 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比	
放送事業	97名	4名増	
その他事業	22名	2名減	
合計	119名	2名増	

(注) 使用人数には、派遣社員14人は含まれておりません。

②当社の使用人の状況

E /\	使用	亚拉左松	
区 分	当事業年度末	前事業年度比増減	平均年齢
男性	66名	2名増	45.3歳
女性	31名	2名増	39.3歳
合計又は平均	97名	4名増	43.4歳

⁽注) 1. 使用人数には、派遣社員12人は含まれておりません。

10. 主要な借入先の状況(2019年8月31日現在)

借 入 先	借入額
株式会社みずほ銀行	500,000千円
株式会社りそな銀行	13,000千円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

^{2.} 平均年齢は、小数点以下第2位を切り捨てて表示しております。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数

(2)発行済株式の総数

(3)資本金

(4)株主数

(5)大株主の状況

56,000,000株

17,803,895株(自己株式137株を除く)

4, 183, 936千円

28,289名

株主名	当社への出資状況			
体 土 名	持株数 (株)	持株比率(%)		
株式会社ビックカメラ	10, 930, 136	61.39		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	706, 200	3. 97		
MSCO CUSTOMER SECURITIES	476, 600	2. 68		
株式会社テレビ東京ホールディングス	210, 000	1. 18		
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FID ELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIE S FUND	200, 000	1. 12		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	174, 800	0. 98		
竹林 嘉浩	145, 000	0.81		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	130, 400	0.73		
株式会社毎日映画社	111, 340	0. 63		
株式会社毎日新聞社	98, 320	0.55		

(6) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議日	2017年11月14日	2018年11月13日		
新株予約権の数	42個	46個		
新株予約権の目的とな る株式の種類と数	普通株式 4,200株	普通株式 4,600株		
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは 要しない		
新株予約権の行使に際 して出資される財産の 価額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)		
権利行使期間	2017年11月30日から 2047年11月29日まで	2018年11月29日から 2048年11月28日まで		
行使の条件	の翌日から10日(10日目が休日にあたまでの間に限り、新株予約権を一括し新株予約権者が死亡した場合、そのものみ行使することができる。	て、当社の取締役の地位を喪失した日 たる場合には翌営業日)を経過する日 たてのみ行使できるものとする。 者の相続人は、新株予約権を一括して 株予約権者との間で締結する新株予約		
役員の保有状況 取締役(社外取締役 を除く)	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 4人	新株予約権の数 46個 目的となる株式数 4,600株 保有者数 4人		

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。 ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率 また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社 は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の株数は、これを切り捨てる。

2. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからすまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 1. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める 再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編 対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付され る各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の 株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

表中の新株予約権の行使期間に定める期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、表中の新株予約権の行使期間に定める期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組 入額に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使条件

表中の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による 承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、表中の新株予約権の行使条件の定め又は新 株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当 社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することがで きる。

当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- 二 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について 当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式 の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が 株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定 款の変更承認の議案

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権等の 状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項(2019年8月31日現在) 該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項(2019年8月31日現在)

1. 取締役及び監査役に関する事項

会	社における	る地位		氏	名		担当及び重要な兼職の状況	
代表	取締役会長	兼CEO	齋	藤	知	久	経営全般	
代表	取締役社長	兼COO	小	野	寺	徹	経営全般 社長執行役員 営業局、営業業務推進局、報	
							道局、報道OA局、次世代メディア局担当	
取	締	役	田	﨑	勝	也	常務執行役員 アニメbiZ局長兼編成局、スポーツ&	
							エンターテインメント制作局、カルチャー&エデュケー	
							ション制作局、マーケティング・コミュニケーション局	
							担当	
取	締	役	平	Щ	直	樹	常務執行役員 コントローラー兼経営戦略局、総務・人	
							事局、技術局担当兼内部統制・コンプライアンス担当	
取	締	役	新	井	良	亮	株式会社ルミネ相談役	
							株式会社埼玉りそな銀行社外取締役	
							公益社団法人日本鉄道広告協会会長	
取	締	役	Щ	П		香	国立大学法人筑波大学体育系教授	
							コナミホールディングス株式会社社外取締役	
							東京都教育委員会委員	
							公益財団法人日本オリンピック委員会理事	
							公益財団法人日本サッカー協会理事	
							公益財団法人バレーボール協会理事	
取	締	役	村	田	博	文	株式会社財界研究所代表取締役社長兼主幹	
							学校法人拓殖大学理事	
							公益財団法人本庄国際奨学財団評議員	
常	勤監	査 役	横		浩	司.		
監	查	役	Л	村	仁	志	株式会社ビックカメラ代表取締役副社長 副社長執行役	
pr/.	-1-	/5	/	-++-	т.	/-	員	
監	査	役	伊	藤	秀	行		

⁽注) 1. 取締役新井良亮氏、山口香氏及び村田博文氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

- 2. 取締役新井良亮氏、山口香氏及び村田博文氏、監査役横山浩司氏は、株式会社東京証券取引 所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
- 3. 監査役横山浩司氏及び伊藤秀行氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 4. 当社は業務執行取締役等でない取締役及び監査役の全員と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。
- 5. 監査役伊藤秀行氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を 有しております。
- 6. 当社は執行役員制度を導入しております。2019年8月31日現在における執行役員(執行役員を兼務している取締役は除く。)は次の5名であります。

役 職 名	氏 名
執行役員 営業局長 兼 企画営業部長	羽川寛
執行役員 営業業務推進局長 兼 営業業務推進部長	阿久井 香 織
執行役員 技術局長	遠藤寛
執行役員 総務・人事局長 兼 働き方改革推進担当	川上郁夫
執行役員 報道OA局長 兼 報道OA部長	磯ヶ谷 好 章

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	125, 249千円 (14, 100千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	17,000千円 (17,000千円)
合 計	12名	142, 249千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2007年11月27日開催の第9回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。また、別枠で、2017年11月14日開催の第19回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として取締役(社外取締役を除く。)に対して、年額50百万円以内と決議いただいております。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、2007年11月27日開催の第9回定時株主総会において、年額50百万円 以内と決議いただいております。
 - 3. 上記の報酬等の額には、取締役(社外取締役を除く。) 4名に対するストック・オプションによる報酬額5,469千円が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役新井良亮氏は、株式会社ルミネの相談役及び株式会社埼玉りそな銀行の社外取締役並びに公益社団法人日本鉄道広告協会の会長を兼務しております。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありませか。
 - ・取締役山口香氏は、国立大学法人筑波大学の体育系教授及びコナミホールディングス株式会社の社外取締役並びに東京都教育委員会の委員、公益財団法人日本オリンピック委員会の理事、公益財団法人日本サッカー協会の理事、公益財団法人バレーボール協会の理事を兼務しております。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
 - ・取締役村田博文氏は、株式会社財界研究所の代表取締役社長兼主幹及び学校 法人拓殖大学の理事並びに公益財団法人本庄国際奨学財団の評議員を兼務しております。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

各社外役員は、定期的に開催される取締役会に出席し、公正な意見の表明を 行いました。また、各社外監査役は、定期的に開催される監査役会に出席し、 監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を 行いました。

・取締役会及び監査役会への出席状況

	- HILL D C	-> PH///19 // VU				
		取締役会(17回開催)	監査役会(15回開催)		
		出席回数	出席率	出席回数	出席率	
取締役 新 井	良亮	17回	100%	– Д	- %	
取締役 山 口	香	15回	88.2%	- п	- %	
取締役 村 田	博文	13回	92.9%	- п	- %	
監査役 横 山	浩 司	17回	100%	15回	100%	
監査役 伊 藤	秀 行	16回	94.1%	14回	93.3%	

(注) 取締役村田博文氏は、2018年11月13日開催の第20回定時株主総会において就任しており、当該 総会後、取締役会は14回開催されております。

V 会計監査人の状況

1. 名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,625千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づ く監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業 年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」への対応に関する助言・ 指導等を委託しております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、会計監査 人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定して取締役会に通知し、取締役会は 会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

Ⅵ 会社の体制及び方針

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制(以下「内部統制システム」と総称する。)の整備として、次のとおり基本方針を制定しております。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立しております。

1. 取締役及び使用人(以下、「取締役等」という。) の職務の執行が法令及び定款に 適合することを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじかつ社会的責任を果たすため、「企業行動憲章」を取締役に周知徹底させる。
- (2) 取締役社長がコンプライアンス委員長及び委員を指名し、社内に委員会事務局を設置する。公益通報の窓口を委員会事務局と当社が委託する法律事務所に設置する。コンプライアンス委員会事務局は、取締役に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、取締役のコンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。
- (3)「取締役会規程」に基づき、会議体において各取締役の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備する。
- (4)組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「組織規程」、「職務分掌規程」及び決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規定に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
- (5) コンプライアンス相談窓口、個人情報お問合せ窓口を設置し、広く社内外からの情報の入手及びその活用を図る体制を整備する。コンプライアンス相談窓口の運用は、「公益通報者保護規程」に従い、取締役が社内での法令違反行為等についての相談又は通報を行いやすい体制を構築するとともに、相談者・通報者に対して不利益な取扱いは行わないこととする。
- (6) 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、高い専門性 及び倫理観を有する内部監査室による監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「取締役 会規程」、「文書管理規程」に定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長がリスク管理担当役員を指名し、リスク管理の統括部門は経営戦略部とする。リスク管理担当役員並びに経営戦略部は、「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを網羅的に把握・管理する体制(以下「リスク管理体制」という。)の構築を行い、これを運用する。リスク管理体制は、社会環境の変化に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)「取締役会規程」に基づき、月1回の定時取締役会並びに随時行う臨時取締役 会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有 する。

- (2)常務会は、原則として月2回開催し、重要な決定事項のうち取締役会決議事項以外の決定及び取締役会付議事項の検討を行うものとする。
- (3) 迅速かつ効率的な業務執行を行うため、経営執行会議(局長会)・番組検討会等の諸会議を開催し、その検討結果を経て常務会及び取締役会で決議することとする。
- (4)予算制度に基づき月次業績を適時に把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する。

5. 当社及びその関係会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という。) における業務の適正を確保するための体制

- (1)「企業行動憲章」及び「関係会社管理規程」その他必要な規程類に基づき、当 社グループ全体が一体となって、業務の適正を確保するための体制を整備す る。
- (2)「関係会社管理規程」に基づき、関係会社との会議等関係会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するとともに、その職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (3)経営戦略部は関係会社の統一的内部統制を管轄し、「関係会社管理規程」に基づき、内部監査室と連携し内部監査を実施する。
- (4) リスク管理統括部門は、当社グループのリスクの評価及び管理の体制を適切に 構築し、運用する。
- (5) コンプライアンス委員会事務局は、関係会社の取締役等が社内での法令違反行為等について当社への相談又は通報を行いやすい体制を構築するとともに、当社グループの取締役等に対し、その役職、業務内容等に応じて必要な研修を実施する。
- (6)経営の効率化とリスク管理を両立させ、適正な財務報告を実現するため必要となるITシステムを構築する。ITシステムの構築にあたっては、「システム管理規程」や適正な体制を整備するとともに、経営環境や組織、業務とITシステムが相互に与える影響を考慮し、適切にその効果とリスクを評価した上で、当社グループ全社レベルでの最適化、改善を図る。
- (7) 当社は、親会社との間で、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の 独立性を確保しながら適切に業務を行い、企業グループとして社会的責任を全 うするため、必要に応じて情報を共有する。
- (8)当社は、少数株主保護のため、親会社等との取引等に際しては、当該取引等の必要性及び当該取引条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループ各企業は、財務報告の重要事項に虚偽記載が発生するリスクを管理し、低減・予防するために、財務報告に係る規程、内部統制を整備し、その運用を図るとともに、経営環境、組織や業務の変化、変更を評価し、財務報告に係る規程や内部統制の見直しを適時適切に行う。
- (2) 取締役会は、当社グループ各企業の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督する。
- (3) 内部監査室は、内部統制監査を実施し、各事業年度において財務報告の信頼性を確保する体制を評価し、その結果を取締役会に報告する。評価の結果、是正、改善の必要があるときには、各所管部門は、早急にその対策を講ずる。

7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1)「企業行動憲章」に、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。」と定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むこととしている。また「企業行動憲章」を当社グループの取締役に配布、さらに社内研修等を通して周知徹底に努めている。
- (2)総務部を反社会的勢力の対応部門とし、事案により所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図るものとする。さらに、反社会的勢力に関する情報の収集や、不当要求への適切な対応手法の指導を受けること等により、体制の強化に努めるものとする。
- (3) 新規の取引を検討する会社については、反社会的勢力との関わりを必ず調査し、問題ない場合にはじめて、取引を開始することとしている。また、「契約管理規程」に「反社会的勢力との関わりに関する調査・確認」の条項を設け、締結する契約書には行為規範条項を設け、反社会的勢力との関わりがないことを保証させ、抵触した事実が発覚した場合には無催告で解除できるようにしている。既存の取引相手についても社内規定上反社会的勢力との関わりがないことの確認を義務化している。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役の職務を補助する使用人として適切な人材と人員を選定する。
- (2) 当該使用人に対する指示の実効性と取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を要するものとする。

9. 取締役等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
 - ① 当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項
 - ② 当社グループの内部監査室の活動概要
 - ③ 当社グループの内部統制に関する活動概要
 - ④ コンプライアンス相談窓口の運用・通報の状況
- (2)関係会社の取締役等及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。

- ① 当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項
- ② 監査役等の活動概要
- ③ 内部統制に関する活動概要
- ④ コンプライアンス相談窓口の運用・通報の状況
- (3)監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いを受けないようにすることとする。
- (4)監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席することとする。
- (5) 監査役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
- (6) 監査役会は、代表取締役、内部監査室、会計監査人、関係会社監査役その他監査業務を担当する部門と定期的な会議等を持ち、また監査役と内部監査室・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (7)監査役会は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ 取締役等に対し、その説明を求めることができる。

Ⅲ 内部統制システムの運用状況の概要

「内部統制システムの整備に関する基本方針」に沿った内部統制システムの整備及び運用状況は以下の通りです。

- (1) 取締役及び使用人(以下「取締役等」という。)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・方針に記載の項目については、既に基本的な制度等を整備済みであり、引き続き、適切な運用を行っている。
 - ・「公益通報者保護規程」に基づくコンプライアンス相談窓口については、社内に周知し、その活用が図られており、コンプライアンス委員会及び取締役会において、定期的にその内容を報告している。
 - ・個人情報保護については、「個人情報保護基本規程」に基づき、厳正な管理を行っている。
 - ・内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、監査役及び会計監査人とも連携を図り、第21期において20回の内部監査を実施した。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・「取締役会規程」、「文書管理規程」等に基づき、取締役会、常務会等の議事 録・会議書類、個人情報及び機密情報等の適切な保存及び管理を行ってい る。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「リスク管理規程」に基づき、当社グループ全体を対象とした厳正な管理を 行っている。
 - ・定期的にリスク管理委員会を開催し、関係会社からのリスク管理報告書を含めて説明し、組織変更に伴う変更やリスクの見直しについて随時検討し、より実効性のあるリスク管理体制の構築・強化に努めている。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・「取締役会規程」、「文書管理規程」等に基づき、第21期において、取締役会 (定時13回、臨時4回)、常務会(定時24回、臨時22回)等を開催した。
- ・月次業績については、当社グループ全体の月次決算情報等を取締役会及び常 務会において適時に報告している。
- (5) 当社及びその関係会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という。)に おける業務の適正を確保するための体制
 - ・コンプライアンス担当部門及び関係部門は、当社グループ全体を対象として、法令研修(マイナンバー制度等)、インサイダー研修等を開催している。また、親会社のコンプライアンス担当部門及び関係部門が、グループ全体を対象として開催する法令研修等にも参加している。
 - ・経営の効率化と適正な財務報告を確保するため、より効率的なシステム導入 と I T統制の強化を図っている。
 - 親会社との間で、企業グループとしての社会的責任を全うするため、経営の 独立性を確保しながら情報共有を図っている。
 - ・少数株主保護のため、親会社等との取引等については、取締役会等において 取引の内容等の検討及び確認を十分に実施している。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・当社グループ各社の財務報告に係る内部統制の評価については毎期の決算時に行っており、適正な財務書類の作成に向けてその体制の強化を図っている。
- (7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - ・社内研修等を通じて反社会的勢力排除に向けて周知徹底を行っている。
 - 「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、関係機関と も連携し、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っている。
 - ・取引先についても、「契約管理規程」に基づきチェックを行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしている。
- (8)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使 用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役の職務を補助すべき使用人として、内部監査室から1名を監査役補助 使用人として選定している。
- (9) 取締役等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は取締役会等に出席するとともに、当社グループ各社の取締役等から 経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けている。
 - ・監査役は代表取締役、非業務執行取締役、会計監査人等と定期的な会議等を 持ち、より広範な情報共有を図っている。

Ⅲ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社はBSデジタル放送事業者という高い公共性に鑑み、永続的且つ健全な経営の維持に努めるとともに、財務体質の強化と内部留保の充実を考慮しつつ、将来の事業展開等を総合的に勘案した上で、長期にわたり安定した利益配当を継続的に実施することを基本方針としております。

当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けており

ますが、第21期の期末配当は株主の皆様のご意向を直接伺う機会を確保するために株主総会の決議事項としております。なお、当期の配当につきましては、1株当たり期末配当20円といたしたいと存じます。

連結貸借対照表

2019年8月31日現在

(単位:千円)

科目		金	額		科	目		金	額
資 産	0))	部		負	債		の	部
流 動 資	産	-	12, 937, 270	流	動	負	債		2, 228, 530
現金及び預	金		10, 324, 583	買		掛	金		518, 232
				短	期	借入	金		500, 000
受取手形及び売掛	金		2, 261, 507	1年	内返済引	予定の長期付	昔入金		11, 100
たな卸資	産		296, 105	未		払	金		649, 486
その	lih		FF 010	未	払	費	用		263, 168
	他		55, 213	未	払き	去人称	等		175, 201
貸倒引当	金		$\triangle 140$	賞	与	引 当	金		9,870
固 定 資	産		7, 055, 777	返	品調	整引	当 金		41, 390
				そ		0)	他		60, 082
有 形 固 定 資	産		6, 600, 071	固	定	負	債		98, 651 1, 900
建物及び構築	物		2, 324, 703	長	期	借入	金		75, 726
土	地		4, 034, 756		職給包	けに係る			21, 025
	TE			そ		の	他		-
その	他		240, 610	負	債	合	計		2, 327, 182
無形固定資	産		85, 793	糸		資	産	の	部
			000 011	株	主	資	本		17, 656, 712
投資その他の資	産		369, 911	資		本	金		4, 183, 936
投資有価証	券		104, 750	資	本	剰 余	金		3, 517, 726
繰延税金資	産		134, 563	利	益	剰 余	金		9, 955, 192
				自	己	株	式		$\triangle 143$
差入保証	金		34, 018	新	株	予 約	権		9, 153
その	他		96, 580	純	資	産 合	計		17, 665, 865
資 産 合 🔝	t	1	19, 993, 047	負	債 純	資 産 合	計		19, 993, 047

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結損益計算書

自 2018年9月1日 至 2019年8月31日

(単位:千円)

科目	金	額
売 上 高		12, 601, 228
売 上 原 価		6, 371, 216
売 上 総 利 益		6, 230, 012
販売費及び一般管理費		4, 536, 104
営 業 利 益		1, 693, 907
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	2, 170	
その他	8, 186	10, 356
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5, 390	
その他	141	5, 531
経 常 利 益		1, 698, 732
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	999	999
税金等調整前当期純利益		1, 699, 732
法人税、住民税及び事業税	532, 407	
法 人 税 等 調 整 額	8, 611	541, 018
当 期 純 利 益		1, 158, 713
親会社株主に帰属する当期純利益		1, 158, 713

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結株主資本等変動計算書

自 2018年9月1日 至 2019年8月31日

(単位:千円)

		株	主 資	本		## Z % #	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	新株予約権	
当期首残高	4, 183, 198	3, 516, 989	9, 134, 730	△139	16, 834, 778	5, 157	16, 839, 936
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	738	736			1, 474		1, 474
剰余金の配当			△338, 251		△338, 251		△338, 251
親会社株主に 帰属する当期純利益			1, 158, 713		1, 158, 713		1, 158, 713
自己株式の取得				△3	△3		△3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						3, 995	3, 995
当期変動額合計	738	736	820, 462	△3	821, 933	3, 995	825, 929
当期末残高	4, 183, 936	3, 517, 726	9, 955, 192	△143	17, 656, 712	9, 153	17, 665, 865

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社理論社

株式会社国十社

2. 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社理論社及び株式会社国土社の決算日は、7月31日であります。

連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、連結計算書類の作成にあたっては、 当該連結子会社の決算日における計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな制資産

イ 番組勘定

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿 価切下げの方法)によっております。

ロ製品及び仕掛品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく 簿価切下げの方法)によっております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。なお、建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年 4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15~50年

② 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法によっております。なお、ソフトウエアについては、社内における利 用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 返品調整引当金

連結子会社については、出版物の返品による損失に備えるため、過去の返品実績を勘案した所要額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期 末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しており ます。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更いたしました。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

1,318,012千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普诵株式

17,804,032株

- 2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	
2018年11月13日 定時株主総会	普通株式	338, 251	19. 00	2018年8月31日	2018年11月14日	

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年11月13日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額

356,077千円

② 1株当たりの配当額

20.00円

③ 基準日

2019年8月31日

④ 効力発生日

2019年11月14日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普诵株式

7,600株

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組指針

当社グループは、必要資金は通常の営業活動で獲得した資金から充当することを基本方針としており、借入については資金需要が発生する都度、検討することとしております。また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握をすることによってリスク低減を図っております。

投資有価証券は全て非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されている ため、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度(2019年8月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	10, 324, 583	10, 324, 583	_
(2) 受取手形及び売掛金	2, 261, 507	2, 261, 507	_
資産計	12, 586, 091	12, 586, 091	_

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	2019年8月31日
非上場株式	104, 750

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、時価開示の対象としておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 991円73銭

2. 1株当たり当期純利益金額 65円08銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

2019年8月31日現在

(単位:千円)

科目	金額	科 目	金額
資 産	の部	負 債	の部
流 動 資 産	12, 161, 767	流 動 負 債	1, 516, 373
現金及び預金	10, 156, 964	買 掛 金	441, 432
売 掛 金	1, 863, 286	未 払 金	589, 287
番組勘定	78, 843	未 払 費 用	257, 059
前 払 費 用	34, 302	未払法人税等	169, 947
そ の 他	28, 371	前 受 金	20, 624
固 定 資 産	7, 060, 595	賞与引当金	9, 870
有 形 固 定 資 産	6, 598, 142	預り金	28, 152
建物	2, 322, 552		
構 築 物	1, 207	固 定 負 債	94, 021
機械及び装置	112, 027	退職給付引当金	75, 726
工具、器具及び備品	127, 597	そ の 他	18, 295
土 地	4, 034, 756	負 債 合 計	1, 610, 394
無形固定資産	80, 526	純 資 産	の部
商標権	5, 251	株 主 資 本	17, 602, 815
ソフトウエア	72, 844	資 本 金	4, 183, 936
そ の 他	2, 431	資本剰余金	3, 517, 726
投資その他の資産	381, 926	資本準備金	3, 517, 726 9, 901 , 295
投資有価証券	104, 750	その他利益剰余金	9, 901, 295
関係会社株式	14, 000	繰越利益剰余金	9, 901, 295
操延税金資産	133, 020	自 己 株 式	△143
差入保証金	34, 018	新 株 予 約 権	9, 153
そ の 他	96, 137	純 資 産 合 計	17, 611, 968
資 産 合 計	19, 222, 363	負債純資産合計	19, 222, 363

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

損益計算書

自 2018年9月1日 至 2019年8月31日

(単位:千円)

科目	金	額
売 上 高		11, 792, 867
売 上 原 価		5, 971, 160
売 上 総 利 益		5, 821, 707
販売費及び一般管理費		4, 209, 127
営業 利益		1, 612, 580
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	94	
受取配当金	2, 075	
その他	6, 912	9, 081
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2	
その他	141	143
経 常 利 益		1, 621, 519
税引前当期純利益		1, 621, 519
法人税、住民税及び事業税	519, 421	
法 人 税 等 調 整 額	8, 611	528, 032
当期純利益		1, 093, 486

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

株主資本等変動計算書

自 2018年9月1日 至 2019年8月31日

(単位:千円)

		株	主 資	i 本				
		資本剰余金	利益剰余金			新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	自己株式	株主資本合計	材化水丁デボリ个隹	TO ME OF	
当期首残高	4, 183, 198	3, 516, 989	9, 146, 060	△139	16, 846, 109	5, 157	16, 851, 266	
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	738	736			1, 474		1, 474	
剰余金の配当			△338, 251		△338, 251		△338, 251	
当期純利益			1, 093, 486		1, 093, 486		1, 093, 486	
自己株式の取得				△3	△3		△3	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						3, 995	3, 995	
当期変動額合計	738	736	755, 234	△3	756, 706	3, 995	760, 701	
当期末残高	4, 183, 936	3, 517, 726	9, 901, 295	△143	17, 602, 815	9, 153	17, 611, 968	

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

番組勘定

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。なお、建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016 年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・・・・15~50年

- (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。なお、ソフトウエアについては、社内における 利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっておりま す。

- 4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更いたしました。

(貸借対照表に関する注記)

1	. 有形固定資産の減価償却累計額	1,315,173千円
2	. 関係会社に対する債権債務	
	関係会社に対する短期金銭債権	17,737千円
	関係会社に対する短期金銭債務	7,390千円
3	. 取締役、監査役に対する金銭債務	
	金銭債務	1,302千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 売上原価・販売費及び一般管理費 123,088千円 159,892千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

普通株式 137株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

番組勘定	22,773千円
未払事業税	13,987千円
未払費用	52,486千円
退職給付引当金	23, 187千円
その他	20,586千円
繰延税金資産小計	133,020千円
評価性引当額	
繰延税金資産合計	133,020千円

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有又 は被所有 割合(%)	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱ビックカメラ	東京都豊島区	25, 929	家電製 品等の 販売	被所有 直接61.41	当社番組 のスポン サー契約	放送収入他	112, 000	売掛金	16, 740

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 放送収入他については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

988円71銭

2. 1株当たり当期純利益金額

61円42銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年10月10日

日本BS放送株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 末 村 あおぎ 印業務執行社員 公認会計士 末 村 あおぎ 印

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 道 之 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本BS放送株式会社の2018年9月1日から2019年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤 謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者 が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本BS放送株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年10月10日

日本BS放送株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 道 之 审

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本BS放送株式会社の2018年9月1日から2019年8月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これに は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成 し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用すること が含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2018年9月1日から2019年8月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施 状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職 務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、 監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、 情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施 しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の 執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類 等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項 及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状 況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職 務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月 28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応 じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する 重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職 務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。 財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開 示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トー
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに 当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利 益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、 指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果

マツから受けております。

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年10月11日

日本BS放送株式会社 監査役会

常勤監查役 横山 浩司 印

監 査 役 川村 仁志 ⑩

監 査 役 伊藤 秀行 印

(注) 監査役横山浩司及び監査役伊藤秀行は、会社法第2条第16号及び第335条第 3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場:東京都千代田区大手町一丁目3番7号 日経ビル 3階 日経ホール



(交通のご案内)

地下鉄 大手町駅 C2b出口直結

■東京メトロ 千代田線「大手町駅」神田橋方面改札より 徒歩約4分 半蔵門線「大手町駅」皇居方面改札より 徒歩約5分 丸ノ内線「大手町駅」丸の内方面改札より 徒歩約7分 東西線 「大手町駅」中央改札より 徒歩約9分 「竹橋駅」 大手町方面改札より 徒歩約3分

■都営地下鉄 三田線 「大手町駅」大手町方面改札より 徒歩約7分

※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。